

大学機関別認証評価

自己評価書

平成29年6月

奈良県立大学

目 次

I	大学の現況及び特徴	1
II	目的	2
III	基準ごとの自己評価	
	基準1 大学の目的	4
	基準2 教育研究組織	7
	基準3 教員及び教育支援者	10
	基準4 学生の受入	14
	基準5 教育内容及び方法	19
	基準6 学習成果	29
	基準7 施設・設備及び学生支援	32
	基準8 教育の内部質保証システム	39
	基準9 財務基盤及び管理運営	43
	基準10 教育情報等の公表	50

I 大学の現況及び特徴

1 現況

(1) 大学名 奈良県立大学

(2) 所在地 奈良県奈良市船橋町10

(3) 学部等の構成

学部：地域創造学部

研究科：なし

附置研究所：なし

関連施設：附属図書館

地域交流センター

ユーラシア研究センター

(4) 学生数及び教員数（平成29年5月1日現在）

学生数：学部650人、大学院0人

専任教員数：32人

助手数：0人

2 特徴

〔沿革〕

本学は、1953（昭和28）年4月に、商経学科2年制の夜間課程として設立された「奈良県立短期大学」を起源とする。

1990（平成2）年度には、全国唯一の商学部商学科の夜間4年制大学へ移行、大学名も「奈良県立商科大学」に改称された。

2001（平成13）年度、地方分権の気運が高まる中、本学においても時代のニーズを踏まえた新しい構想の大学づくりが求められることになり、これからの地域社会を創造するために必要な教育研究及び地域貢献を軸とする基本構想のもと、商学部を改組・転換し、地域経済学科と観光経営学科からなる全国唯一の「地域創造学部」が設置され、大学名も「奈良県立大学」に改称された。

2007（平成19）年度には、地域と観光に関する総合的・学際的教育研究と地域貢献に対するより積極的対応を目指して、学科名を地域総合学科と観光学科に変更するとともに、開講体制も夜間部から昼間部へ全面移行した。

2014（平成26）年度には、さらなる教育の質の向上と優れた地域人材の養成を目指し、「地域創造学科」を設置し、本学独自の教育システムである「学習コモンズ制」を導入した。

2015（平成27）年度には、法人化により、公立大学法

人奈良県立大学となり、「教育」、「研究」、「地域貢献」、「国際交流」を柱とした、中期計画を策定した。

2015（平成27）年5月、学生、教職員及び地域住民が集う新たな交流拠点として「地域交流棟」が竣工した。

〔教育システム〕

本学では、教育の質の向上と優れた地域人材の養成を目的とし、2014（平成26）年度に、「学習コモンズ制」を導入した。「コモンズ」とは、「学生と教員による志向性をもった学びの共同体」であり、2年次から所属するコモンズは、8名の教員と約40名の学生で構成される。コモンズは、「観光創造」、「都市文化」、「コミュニティ・デザイン」、「地域経済」の4領域からなり、「観光創造」コモンズは、観光ビジネス・政策、景観マネジメント、アジア・グローバル観光交流をテーマに、「都市文化」コモンズは、都市社会史、メディア・表象、アート・アミューズメントをテーマに、「コミュニティ・デザイン」は、コミュニティ政策、持続可能なコミュニティ、共生・協働のまちづくりをテーマに、「地域経済」コモンズは、地域経済、地域産業、流通・マーケティングをテーマとしている。

また、本学では、「地域創造」をキーワードに、学生が主体的に地域等の現場に出て、調査や社会活動に参加することを通じ、地域の具体像を学ぶ「フィールドワーク学習」による教育にも重点を置いている。

コモンズにおける、ゼミを中心とした「対話型教育」とフィールドワーク学習による「実践型教育」を通じて、自主的に考え、行動できるたくましい人材の養成を目指している。

〔地域志向〕

本学は、2001（平成13）年4月の地域創造学部の設置以降、地域志向の大学として教育研究を進めてきた。2013（平成25）年度には、国の地（知）の拠点整備事業の採択を受け、自治体、企業等、地域の関係機関との連携をより一層強化しながら、全学体制で地域志向の教育研究に取り組んでいる。さらに、2014（平成26）年度には、「学習コモンズ制」を導入し、地域に貢献できる人材の育成に努めるとともに、教育研究を通じ地域課題の解決を図り、地域の持続的発展への貢献を目指している。

また一方、本学は、地域に開かれた大学づくりとして、地域交流棟の協働サロン等を、大学における、学生、教職員及び地域住民の交流拠点として開放するほか、大学資源の活用による、県民の生涯学習の機会の提供を目的とし、社会人の学び直しの場として「シニアカレッジ」を開講している。

II 目的

1 本学の基本理念

わが国が21世紀において、さらなる発展を遂げるためには「地域」に視点を置いた教育研究が必要です。地域経済や観光に関する教育研究により、地域づくりに貢献できる優れた人材を養成するとともに、研究活動の成果を地域に還元し、さらに地域に開かれた大学として、生涯学習の場を提供することによって、社会・文化の発展に寄与すること。これが本学の目指すところです。

2 大学の目的

奈良県立大学学則

第1章総則

(目的)

第1条 奈良県立大学（以下「本学」という。）は、教育研究を通じて、地域づくりに貢献できる優れた人材を養成するとともに、研究活動の成果を地域に還元し、併せて地域に開かれた大学として多様な学習の場を提供し、もって文化の向上と社会の発展に寄与することを目的とする。

3 学部の教育研究上の目的

地域創造学部（新カリキュラム）

我が国が21世紀において、さらなる発展を遂げるためには「地域」に視点を置いた教育・研究が必要である。本学は、地域や観光に関する教育・研究を通じて、地域づくりに貢献できる優れた人材を育成するとともに、研究活動の成果を地域に還元し、さらに開かれた大学として民産官学の連携の場を提供することによって、人と社会の未来を創ることを目的とする。

4 学科の教育研究上の目的

地域総合学科（旧カリキュラム）

地域の自然・歴史・文化・産業などについて総合的に学び、地域づくりのための理論と実践を習得し、地域が持つ役割や機能の研究を通じて、地域が抱える諸課題を解明できる、将来さまざまな地域・分野に貢献する豊かな創造力を備えた人材を育成する。

観光学科（旧カリキュラム）

観光に関する理論と実践を基盤とした教育・研究を通じて、観光現象から社会のあり方を論理的に考察し、観光によって地域資源を活用し、地域に活力を与えることのできる創造力を備えた人材を育成する。

5 公立大学法人奈良県立大学 中期目標 [2015（平成27）～2020（平成32）年度] 前文

奈良県立大学（以下、県立大学という。）は、「地域から学び、地域に貢献する」ことをモットーに少人数制とフィールドワークに重点をおいて、地域の未来創りに貢献する人材を輩出しています。

平成26年度からは新学科「地域創造学科」を開設するとともに「コモンズ制」を導入しました。

コモンズとは、テーマごとに学生と教員が集う学びの共同体であり、「このテーマを徹底的に追求したい」という学生の願いに応えます。これは他の大学では体験することのできない対話型少人数教育の究極の姿であり新しい教育システムです。

このような県立大学の改革を進めるうえで、大学として機動的かつ独立した経営基盤のもと運営していけるよう

「公立大学法人奈良県立大学」（以下、法人という。）を設立することとしました。

中期目標は、県が法人に対して求めていく事項を、「教育」、「研究」、「地域貢献」、「国際交流」の4つの柱を中心に、具体的な成果目標として立てたものです。この中期目標に基づき法人が立てる具体的な中期計画を、PDCAサイクルにより検証していきます。

- ・「教育」では、コモンズ制の着実な実施、生活・就職面でのきめ細やかな支援など、小規模大学ならではのユニークな取組の実践

- ・「研究」では、教員のさらなる質の向上、奈良の歴史をふまえ、奈良らしい研究を行う地域の知の創造拠点としての大学形成

- ・「地域貢献」では、教員、学生が、住民と共に地域課題に取り組む地域支援や多様な年齢層に学んでいただくための講座開催

- ・「国際交流」では、海外大学との交換留学制度を設けるとともに、東アジア・サマースクールの実施など、行くだけでなく、来ていただき交流するような学生・教員の国際交流の促進

平成27年度から平成32年度までの6年間は、全ての教員と職員が一丸となって、この中期目標の達成に向けて取り組み、県立大学が大いに飛躍されることを期待します。

Ⅲ 基準ごとの自己評価

基準 1 大学の目的

(1) 観点ごとの分析

観点 1-1-①: 大学の目的(学部、学科又は課程等の目的を含む。)が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第 83 条に規定された、大学一般に求められる目的に適合しているか。

【観点到係る状況】

大学の目的については、大学学則の第 1 条に規定するとともに、学部及び学科の目的、本学の基本理念についても別途定めている。

また、公立大学法人奈良県立大学の中期目標(平成 27 年度～平成 32 年度)の前文においても、公立大学の特性を踏まえた大学の目的が定められている。

資料 1-1-①-1 大学学則(抜粋)

(大学の目的)

第 1 条 奈良県立大学(以下「本学」という。)は、教育研究を通じて、地域づくりに貢献できる優れた人材を養成するとともに、研究活動の成果を地域に還元し、併せて地域に開かれた大学として多様な学習の場を提供し、もって文化の向上と社会の発展に寄与することを目的とする。

資料 1-1-①-2 学部及び学科の目的

(学部の教育研究上の目的)

地域創造学部(新カリキュラム)

我が国が 21 世紀において、さらなる発展を遂げるためには「地域」に視点をおいた教育・研究が必要である。本学は、地域や観光に関する教育・研究を通じて、地域づくりに貢献できる優れた人材を育成するとともに、研究活動の成果を地域に還元し、さらに開かれた大学として民産官学の連携の場を提供することによって、人と社会の未来を創ることを目的とする。

(学科の教育研究上の目的)

地域総合学科(旧カリキュラム)

地域の自然・歴史・文化・産業などについて総合的に学び、地域づくりのための理論と実践を習得し、地域が持つ役割や機能の研究を通じて、地域が抱える諸課題を解明できる、将来さまざまな地域・分野に貢献する豊かな創造力を備えた人材を育成する。

観光学科(旧カリキュラム)

観光に関する理論と実践を基盤とした教育・研究を通じて、観光現象から社会のあり方を論理的に考察し、観光によって地域資源を活用し、地域に活力を与えることのできる創造力を備えた人材を育成する。

資料1-1-①-3 本学の基本理念

わが国が21世紀において、さらなる発展を遂げるためには「地域」に視点を置いた教育研究が必要です。地域経済や観光に関する教育研究により、地域づくりに貢献できる優れた人材を養成するとともに、研究活動の成果を地域に還元し、さらに地域に開かれた大学として、生涯学習の場を提供することによって、社会・文化の発展に寄与すること。これが本学の目指すところです。

資料1-1-①-4 中期目標の前文

公立大学法人奈良県立大学 中期目標〔2015（平成27）～2020（平成32）年度〕前文

奈良県立大学（以下、県立大学という。）は、「地域から学び、地域に貢献する」ことをモットーに少人数制とフィールドワークに重点をおいて、地域の未来創りに貢献する人材を輩出しています。

平成26年度からは新学科「地域創造学科」を開設するとともに「コモンズ制」を導入しました。

コモンズとは、テーマごとに学生と教員が集う学びの共同体であり、「このテーマを徹底的に追求したい」という学生の願いに応えます。これは他の大学では体験することのできない対話型少人数教育の究極の姿であり新しい教育システムです。

このような県立大学の改革を進めるうえで、大学として機動的かつ独立した経営基盤のもと運営していけるよう「公立大学法人奈良県立大学」（以下、法人という。）を設立することとしました。

中期目標は、県が法人に対して求めていく事項を、「教育」、「研究」、「地域貢献」、「国際交流」の4つの柱を中心に、具体的な成果目標として立てたものです。この中期目標に基づき法人が立てる具体的な中期計画を、PDCAサイクルにより検証していきます。

・「教育」では、コモンズ制の着実な実施、生活・就職面でのきめ細やかな支援など、小規模大学ならではのユニークな取組の実践・「研究」では、教員のさらなる質の向上、奈良の歴史をふまえ、奈良らしい研究を行う地域の知の創造拠点としての大学形成

・「地域貢献」では、教員、学生が、住民と共に地域課題に取り組む地域支援や多様な年齢層に学んでいただくための講座開催

・「国際交流」では、海外大学との交換留学制度を設けるとともに、東アジア・サマースクールの実施など、行くだけでなく、来ていただき交流するような学生・教員の国際交流の促進

平成27年度から平成32年度までの6年間は、全ての教員と職員が一丸となって、この中期目標の達成に向けて取り組み、県立大学が大いに飛躍されることを期待します。

【分析結果とその根拠理由】

大学の目的が学則で明確に規定されているとともに、学部及び学科の目的、本学の基本理念が明確に定められ、また、その目的は、学校教育法に規定された、大学一般に求められる目的に適合している。

観点1-1-②： 大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第99条に規定された、大学院一般に求められる目的に適合しているか。

【観点に係る状況】

該当なし。

【分析結果とその根拠理由】

該当なし。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

大学の目的、学部及び学科の目的、建学の精神、本学の基本理念が学則等に明確に定められている。

【改善を要する点】

該当なし。

基準2 教育研究組織

(1) 観点ごとの分析

観点2-1-①： 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点到係る状況】

本学は、地域創造学科を置く地域創造学部のみ単科大学である。

平成26年度からさらなる教育の質の向上と優れた地域人材の育成を目指し、「学習コモンズ制」を導入。地域創造学科には、学生数、科目数に必要とされる教員が配置されており、学士課程における教育研究の目的を達成するために必要なカリキュラムを整備し、体系化をはかってきた。具体的には、授業科目をリベラルアーツ、語学科目、コモンズ共通科目、コモンズ専門科目、ゼミに区分したうえで、文化・社会的な側面、産業・経済的な側面、政治・行政的な側面から地域づくりにアプローチできるカリキュラムを構築している。

リベラルアーツ、語学科目（英語・英語アドバンスト・中国語・韓国語）は、1年次から開講され、地域や観光を学ぶために必要不可欠な基礎科目で構成されている。21科目で構成されるコモンズ共通科目は1年次から履修し、2年次からは「観光創造」、「都市文化」、「コミュニティーデザイン」、「地域経済」の4学問領域のうちいずれかのコモンズに所属し、専門科目を中心に履修する。

また、コモンズ共通科目としてのフィールドワークは、地域、企業等の学外において、学生が自主的に活動する教育効果を有する調査、交流、体験、研修として、2年次以降に必修としている。

このように本学は、体系的なカリキュラム構成のもと、理論的にも実証的にも、地域や観光を学べる教育内容を提供している。幅広い領域にわたる科目を設置しているため、一部の科目については非常勤講師も担当する。外国語科目においても、韓国語及び中国語などについて非常勤講師が担当している（資料2-1-①-1）。

資料2-1-①-1 教員・担当科目一覧表 (H29 学生便覧 P106～107)

【分析結果とその根拠理由】

学部及び学科の構成は、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっている。

観点2-1-②： 教養教育の体制が適切に整備されているか。

【観点到係る状況】

本学は、教養教育として「リベラルアーツ」、「基礎ゼミ」、「語学」を置いている。本学は、地域創造学部のみ単科大学であるため、「リベラルアーツ」及び「語学」といった全学的な教養教育に係るカリキュラム及び運営体制については、教務委員会及び教授会で審議し決定している。「基礎ゼミ」については、教務委員会が基礎ゼミ担当者会議を年に3回程度開催し、情報交換と必要な事項を協議している。

資料2-1-②-1 カリキュラムの全体像 (2018 大学案内 p14～15)

【分析結果とその根拠理由】

全学的な教養教育に係るカリキュラム及び運営体制の検討は、教務委員会及び教授会で決定されており、基礎ゼミに関しても関連委員会、担当者との協議を通じて決定されており、適切な体制が整備されていると判断できる。

観点2-1-③： 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点到係る状況】

該当なし。

【分析結果とその根拠理由】

該当なし。

観点2-1-④： 専攻科、別科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点到係る状況】

該当なし。

【分析結果とその根拠理由】

該当なし。

観点2-1-⑤： 附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点到係る状況】

本学では、コモンズ制による教育及び学生の自主的・積極的な学びをサポートするため、地域交流センターを設置し、教育・研究のためのフィールドワーク等の支援、就業力育成の支援、国際交流の支援等を行っている。

また、附属図書館を設置し、学生や教員の調査研究を多角的にサポートしている。

【分析結果とその根拠理由】

地域交流センターは、地域交流室、キャリア・サポート室、国際交流室で構成され、学生の利用も多く、学生支援の体制が適切に機能していると判断できる。

附属図書館は、学生数に見合った規模を有し、また、本学の教育・研究領域の蔵書が充実している。

観点2-2-①： 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

また、教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切に構成されており、必要な活動を行っているか。

【観点に係る状況】

教授会（学長、教授、准教授及び専任の講師をもって構成）は、教授会規程の定めるところにより、毎月一回定例で開催するほか、審議の議題に応じて臨時に開催し、教育活動に係る重要事項を審議している（平成28年度実績：教授会11回、臨時教授会4回開催）。具体的には、学生の入学・卒業・過程の終了、学位の授与、学生の修学・表彰・懲戒、科目等履修生・特別科目等履修生、授業科目の編成等を審議している。

教務委員会は、教務委員会規程の定めるところにより、毎月一回定例で開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、授業科目の編成、学生の授業科目の履修等を審議している（平成28年度実績：教務委員会12回、臨時教務委員会0回開催）。

教育研究審議会は、審議の議題に応じて随時開催し、中期計画、年度計画、教育研究に関する重要な規程、教育課程の編成、学生の就学援助、学生の在籍及び学位の授与に係る方針、教員の人事及び評価等を審議している（平成28年度実績：教育研究審議会7回開催）。

資料2-2-①-1 教授会規程

資料2-2-①-2 教務委員会規程

資料2-2-①-3 教育研究審議会規程

【分析結果とその根拠理由】

教授会は、定期的かつ緊急時にも適宜開催されているので、教育活動に係る重要事項などが適切に審議され、それらの審議結果は学長の決定を経て、各委員会及び事務局などで迅速かつ的確に実行されている。

教務委員会の審議状況等は、教授会に毎回提案・報告され、教授会の審議及び学長の決定を経て実行されており、いずれも適切な活動を行っている。

教育研究審議会は、法人の審議機関として設置され、大学の教育研究に関する重要事項を適切に審議している。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

本学は小規模な単科大学であることから、教授会及び各委員会が効率的かつ効果的に連携し、全学的体制で教育研究に取り組み、教育研究の成果を上げている。

【改善を要する点】

該当なし。

基準 3 教員及び教育支援者

(1) 観点ごとの分析

観点 3-1-①： 教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

【観点到係る状況】

教員は、地域創造学部・地域創造学科に所属し、教育研究活動を行っている。責任体制については、大学全体を統督する学長のほかに、部局長を置き、組織運営を行っている。

資料 3-1-①-1 法人組織図

資料 3-1-①-2 教員の研究領域と担当科目一覧

【分析結果とその根拠理由】

学長のもと部局長を配置して必要な役割分担及び連携体制を取っており、責任の所在が明確にされた適切な教員組織編成がなされている。

観点 3-1-②： 学士課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

【観点到係る状況】

専任教員は、学長を除き、教授 9 人、准教授 16 人、講師 7 人の計 32 名となっている。教授の配置については、大学設置基準の必要数を下回っているため、改善のための取り組みを進めており、平成 29 年度中の改善を見込んでいる。

教養科目のリベラルアーツ科目（旧カリキュラムではファンダメンタル科目）、専門基幹科目のコモンズ共通科目（旧コア科目）、専門展開科目のコモンズ専門科目（旧アプライド科目）という体系的カリキュラム編成のもとに、必要な教員を確保し、特に主要と認める基幹科目及び展開科目の専門科目は原則として専任教員を配置している。

なお、別途非常勤講師 29 名を配置している。

資料 3-1-②-1 教育上主要と認める授業科目の専任教員の担当状況

資料 3-1-②-2 常勤及び非常勤教員別教員一覧

【分析結果とその根拠理由】

大学設置基準第 13 条別表 1 備考 1 の（半数以上は原則として教授とする）に照らして、教授の配置が基準を下回っていることについては、早急に対応する必要がある、平成 29 年度中の改善を見込んでいる。

大学設置基準に定められた専任教員の配置基準以上に増員を図り、教育課程を遂行するために必要な教員を確保するとともに、カリキュラム編成を考慮して、教育上主要と認める授業科目には、専任教員を配置してい

る。

観点3-1-③： 大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。

【観点到係る状況】

該当なし。

【分析結果とその根拠理由】

該当なし。

観点3-1-④： 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

【観点到係る状況】

本学の専任教員の平均年齢は47.6歳で、年齢構成は、60歳代3人(9%)、50歳代12人(38%)、40歳代10人(31%)、30歳代7人(22%)となっている。

性別構成は男性23人(72%)、女性9人(28%)で、前回受審時と比較して女性教員の割合が増加している(15%→28%)。女性教員は教授2人、准教授6人で、昇格に男性教員との差はない。

外国人教員は、専任教員としての採用はないが、非常勤講師3人を採用している。

専任教員採用は公募制としており、かつ平成26年度以降の新規採用職員は、学内の教育研究の活性化を目的とし、全員に任期制を適用している。平成27年度以降、従来は教授のみが就任できることとしていた各種委員会委員長に准教授を登用して、若手教員の大学運営への参画を図っている。

また、教員の研究能力の向上を目的としてサバティカル研修制度を設けており、概ね毎年1名の専任教員が研修を受けている。

資料3-1-④-1 教員の任期に関する規則

資料3-1-④-2 サバティカル研修に関する規則

資料3-1-④-3 サバティカル研修実績

【分析結果とその根拠理由】

教員の年齢構成はバランスが取れ、女性教員比率は全国平均20%を上回っており、男女共同参画の推進を図っている。また、教員の任期制の導入、若手教員の大学運営への参画、サバティカル研修制度など、教員組織の活動をより活性化するための措置を講じられている。

観点3-2-①： 教員の採用基準や昇格基準等が明確に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

【観点に係る状況】

教員の採用基準と昇格基準については、「教員の採用要件に関する内規」と「教員の昇任資格要件に関する内規」において明確化している。両内規においては、研究業績と研究・教育・社会・大学の各活動について評価点を定め、評価点の合計を採用又は昇格基準に当てはめて適否を判断することにより、人事の客観性と公平性を担保している。

採用及び昇格人事については、人事委員会と同委員会の昇任・採用部会が担当している。昇任・採用部会は研究業績等について上記の評価点だけでなく論文等の質も含めて審査を行っている。また、人事委員会は学外委員の参画による面接を実施することにより、教育上の指導能力及び人物面等の評価を行っている。

人事委員会から提案のあった採用及び昇格人事については、教育研究審議会の審議を経て、学長から理事長に申し出を行い、理事長が決定している。

資料3-2-①-1 人事委員会規程

資料3-2-①-2 教員の採用及び昇任に係る選考に関する規程

資料3-2-①-3 教員の採用要件に関する内規

資料3-2-①-4 教員の昇任資格要件に関する内規

【分析結果とその根拠理由】

教員の採用基準や昇格基準等は規程において明確に定められ、人事委員会等の各組織が役割分担と連携体制を取ることで、適切な運用がなされている。人事委員会の学外委員を含めた面接の実施等により、教育上の指導能力の評価を行っている。

観点3-2-②： 教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

【観点に係る状況】

教育については、ゼミ以外のすべての科目について、アンケート方式で学生による授業評価を実施し、その結果を担当教員にフィードバックして授業の改善に役立てている。

研究活動については、昇任及び再任審査において、研究活動の評価を行っている（再任について、平成26年度以降の新規採用教員には任期制（2～3年）を適用している。また、再任の申請時には、業績調書と自己評価書の提出を義務付けている。）。また、学内の競争的資金の配分時に研究活動の審査を行うほか、全教員には学長に前年度の活動実績（研究、社会貢献）を報告させている。

【分析結果とその根拠理由】

教員の教育活動に関する定期的な評価のため、全教員は学長に前年度の活動実績（研究、社会貢献）を報告させている。

教育については、アンケート方式による授業評価を実施するとともに、その結果を授業改善に役立てており、教員の教育及び研究活動等に関する継続的な評価及びその結果把握された事項に対して適切な取組がなされている。昇任及び再任審査時、学内の競争的資金の配分時及び業績調書の提出時に適切に評価が行われている。

観点3-3-①： 教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

【観点に係る状況】

総務課図書館係に5名、学生課（教務・学生支援等を担当）に5名の事務職員を配置し、教育活動の支援を行っている（総務課図書館係の4名は司書有資格者）。

また、地域交流室、国際交流室及びキャリア・サポート室に8名の事務職員を配置し、フィールドワーク支援、交換留学生の派遣及び受入、学生の就職支援等を担当している。

【分析結果とその根拠理由】

総務課図書館係、学生課、地域交流室、国際交流室及びキャリア・サポート室において、教育活動を展開するために必要な教育支援者（事務職員、司書及び特任教員）を適切に配置されている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

本学は、小規模な単科大学であり、教員組織は小規模であるが、対話型少人数教育である学習コモンズ制を推進するため、充実したカリキュラムとそれにふさわしい教員を配置するとともに、教員数については、大学設置基準に定められた専任教員の配置基準を充足し、さらに学習コモンズ制を推進するため、教員の増員を図っている。また、教員の採用基準と昇格基準については明確に定められており委員会等により適切に運用されている。

【改善を要する点】

大学設置基準第13条別表1備考1の（半数以上は原則として教授とする）に照らして、教授の配置が基準を下回っていることについては、早急に対応する必要があるため、平成29年度中の改善を見込んでいる。

地（知）の拠点整備事業については、補助事業終了後も継続して実施する必要があるため、事業の採択を受けて配置している人員の継続的な確保が今後の課題である。

基準4 学生の受入

(1) 観点ごとの分析

観点4-1-①: 入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)が明確に定められているか。

【観点到係る状況】

建学の精神に基づく教育理念及び学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)と、教育課程編成方針(カリキュラム・ポリシー)に基づいた入学者選抜の方針(アドミッション・ポリシー)を平成29年4月に下記のように定め、大学ウェブサイトにおいて明示している。

- (1) 本学の教育内容に魅力を感じ、学問に真摯に向きあう姿勢をもった学生。
- (2) 社会への強い関心を持ち、常識の枠にとらわれることなく新たな発見を渴望する飽くなき好奇心をもてる学生。
- (3) 教員からの指示を待つのではなく、主体的に学び行動する意志やチャレンジ精神をもつ学生。
- (4) 教員や学生とともに積極的に議論することができるコミュニケーション能力の基礎を身につけている学生。
- (5) 高等学校までの教育課程において修得した知識や技能をもとに、論理的に思考し表現することができる学生。
- (6) 地域での活動に積極的に参加する意欲をもつ学生。

これらは、学力の3要素「知識・技能」(5)、「思考力・判断力・表現力」(2、5)、「主体性・協働性」(1、2、3、4、6)を含んでいるが、特に主体性を強調したものになっている。

資料4-1-①-1 ディプロマ・ポリシー

<http://www.narapu.ac.jp/cmsfiles/contents/0000000/405/diplomapolicy.pdf>

資料4-1-①-2 カリキュラム・ポリシー

<http://www.narapu.ac.jp/cmsfiles/contents/0000000/404/curriculumpolicy.pdf>

資料4-1-①-3 アドミッション・ポリシー

<http://www.narapu.ac.jp/cmsfiles/contents/0000000/403/admissionpolicy.pdf>

資料4-1-①-4 大学案内

http://www.narapu.ac.jp/contents_detail.php?co=cat&frmId=46&frmCd=17-1-0-0-0

【分析結果とその根拠理由】

教育理念及びディプロマ、カリキュラム、アドミッションの3つのポリシーを大学ウェブサイト及び大学案内で公表している。これにより、求める学生像と入学者受入方針が明確に定められていると判断する。

観点4-1-②: 入学者受入方針に沿って、適切な学生の受入方法が採用されているか。

【観点到係る状況】

本学では、一般入学試験、推薦入学試験、社会人入学試験を実施している。一般入学試験では、大学入試センター試験(3科目)の成績と小論文試験(英文読解を含む)の合計点をもとに入学者を選抜している(資料

4-1-②-1)。推薦入学試験においては、学校長の推薦を出願要件とし、小論文試験（英文読解を含む）と面接により入学者を選抜している（資料4-1-②-2）。社会人入学試験は、小論文試験と面接によって入学者を選抜している。今後もアドミッション・ポリシーに従い、適切な運用が図られるように入試委員会が中心となり受け入れ方法を評価し、運用していく（資料4-1-②-3）。

資料4-1-②-1 一般入学試験学生募集要項

資料4-1-②-2 推薦入学試験学生募集要項

資料4-1-②-3 社会人入学試験募集要項

資料4-1-②-4 選抜要項・募集要項（ウェブサイト）

http://www.narapu.ac.jp/category_list.php?frmCd=1-8-1-0-0

資料4-1-②-5 平成29年度入学試験問題（推薦・社会人・一般前期・一般中期）

【分析結果とその根拠理由】

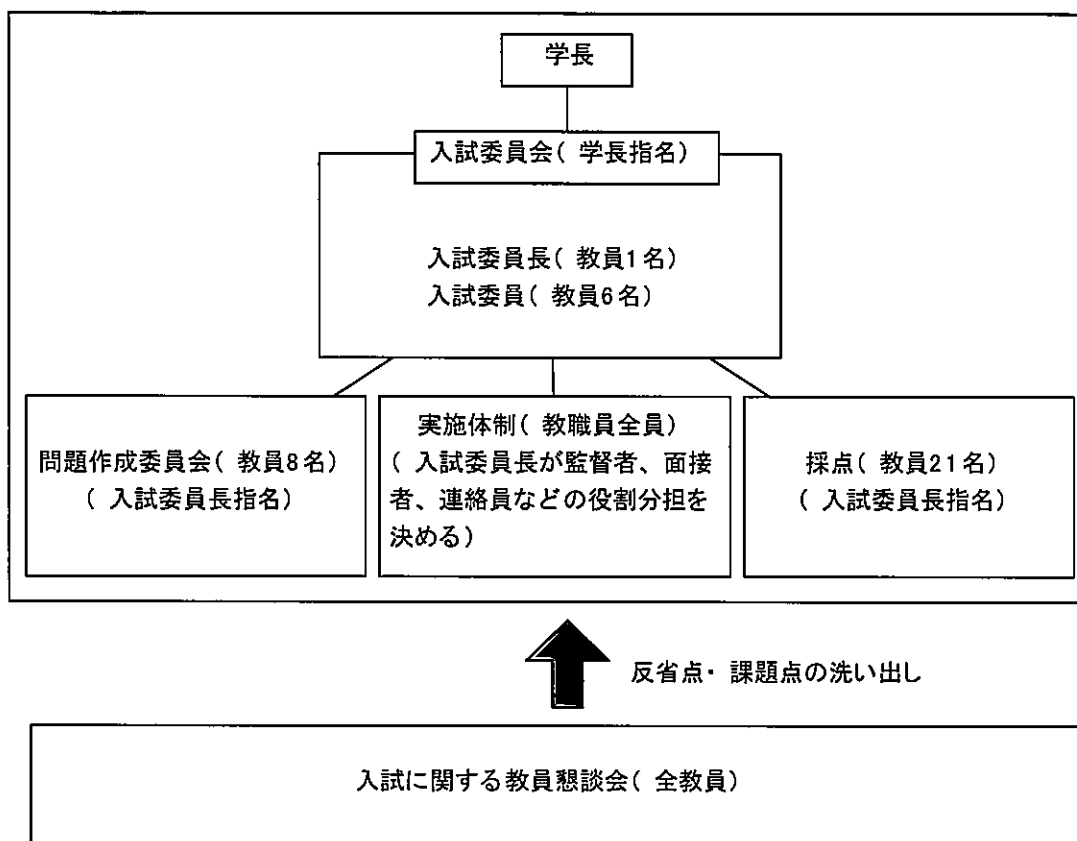
本学では入学者選抜を行うために、全ての試験において小論文試験を実施することによって、覚えたことを羅列するだけでなく、主体的に思考したことがきちんと表現できるかについて評価している。つまり、学力の三要素のうち「主体性」と「思考力・判断力・表現力」を重視した入学者選抜が可能となっている。推薦入学試験では小論文試験に加えて面接を行うことでより総合的な評価を行っている。以上のことから、入学者受入方針に沿って、適切な学生の受入方法が採用されていると判断する。

観点4-1-③： 入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

【観点到に係る状況】

入学者選抜を適切かつ公正に実施するために、入試委員会を設置している。入試委員会は、学長が指名した入試委員長（教員1名）及び入試委員（教員6名）の7名で構成され、入試問題作成、問題チェック、試験実施体制、採点を総括している。入試体制の全体像は次図のとおりである。

入試体制



入試体制及び実施の公正性をチェックするために、毎年6月に入試に関する教員懇談会を行っている(以下、入試懇談会)。入試懇談会は、入試委員長が全教員に参加を呼びかけ、入試問題が適切であったかどうか、また、体制や運営に関する反省点と課題点の洗い出しを行っている。面接試験は公正性を担保することが特に重要であるが、これについては、一人の受験生に対して二人の教員が面接をする体制を敷くとともに、入試懇談会において前年度の面接試験で気付いた課題を洗い出している。

- 資料4-1-③-1 奈良県立大学入試委員会規程
- 資料4-1-③-2 試験実施業務資料(平成29年度 推薦・社会人・一般)部分
- 資料4-1-③-3 入試に関する教員懇談会に関する資料

【分析結果とその根拠理由】

入試委員会を中心とする体制により入学者選抜を実施しており、入学者選抜に関する意思決定についても学長をトップとした責任体制を明確にしている。また、入試懇談会により、入試体制及び実施が公正であるかどうかについてのチェックが機能している。以上のことから、入学者選抜が適切な実施体制により公正に実施されていると判断する。

観点4-1-④： 入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。

【観点に係る状況】

入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかについて、1年生の演習科目である基礎ゼミの担当者会議を開いて、新入生の学習状況について報告と意見交換を行っている。また、入試委員会が新入生対象に「入試に関するアンケート調査」を実施し、その結果を教授会で報告して改善に向けた意見交換を行っている。これらを受けて入試委員会と入試問題作成委員会において、次年度の入試の運営や入試問題作成の参考にしている。

また、前項でも述べたように、入試懇談会では、入試問題についての反省点と課題点の洗い出しを行っている。例えば、平成28年度入学試験では、入試懇談会での議論を受けて、一般入試及び推薦入試における英文問題について、受験生の論理構築能力や構想力を把握するために、従来の「下線部の和訳」ではなく、「要約」の設問に変更した。この変更は、「主体性」と「思考力・判断力・表現力」を問うための改善であり、アドミッション・ポリシーの(5)に沿うものである(観点4-1-①参照)。

資料4-1-④-1 2017入試アンケート結果

資料4-1-④-2 平成27年度入試問題(推薦・一般前期・一般中期)及び平成28年度入試問題(推薦・一般前期・一般中期)

【分析結果とその根拠理由】

入試委員会では、入試アンケートの結果や入試懇談会における議論などを参考にして適宜、入学選抜方法の見直しを行なっている。これらのことから、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行なわれているかどうかを検証する取り組みが行なわれており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていると判断する。

観点4-2-①: 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

【観点に係る状況】

過去5年間の入学定員に対する実入学者の割合は、99%から109%となっており、実入学者数は、入学定員を大幅に超えても下回ってもいない。

資料4-2-①-1 平均入学定員充足率計算表

【分析結果とその根拠理由】

資料4-2-①-1で明らかのように、実入学者数と入学定員の関係は適正であると判断できる。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

入試体制と運営、特に入試問題のチェック機能が充実しており、適切な学生受入の体制・運営を改善してい

くための組織的取り組みが進展している。

【改善を要する点】

該当なし。

基準5 教育内容及び方法

(1) 観点ごとの分析

＜学士課程＞

観点5-1-①： 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められているか。

【観点到係る状況】

本学では、卒業認定・学位授与の方針を実現するために、個々の学生が自ら主体的・能動的に学修に取り組むことを重視しています。そのために、本学独自の教育制度である「学習コモンズ制」を核としてカリキュラムを編成します。すべての学年でゼミ教育を中心にしたカリキュラムを編成し、ゼミでの学びと有機的に結びつく講義科目及びフィールドワーク科目を配置します。

【分析結果とその根拠理由】

教育課程の編成・実施方針は、教育の目的を踏まえ、また、卒業認定・学位授与方針と整合したものになっている。以上のことから、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められていると判断する。

観点5-1-②： 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

【観点到係る状況】

教育課程の編成・実施方針に基づいて、学則第1条による教育目的、授与される学士（地域創造学）の学位を踏まえて、主に文化・社会的な側面、産業・経済的な側面、政治・行政的な側面から地域づくりにアプローチできるカリキュラムを構築している。授業科目は、リベラルアーツ、語学科目、コモンズ共通科目、コモンズ専門科目に区分してある。

1年次では、主に観光創造・都市文化・コミュニティデザイン・地域経済を学ぶために必要不可欠な基礎的な科目群（リベラルアーツ、語学科目、コモンズ共通科目）で広範な知識と教養を修得します。2年次からは観光創造・都市文化・コミュニティデザイン・地域経済の4つのコモンズのいずれかに所属し、各コモンズの学問分野と連動したコモンズ専門科目を中心に基礎的及び専門的知識を系統的に修得します。また、座学だけでなく、フィールドワーク活動を通じて国内外を問わず地域の人びとと積極的に関わり、自らの課題を発見し、独自調査を通じて、課題の解決に取り組みます。

また、1年次の基礎ゼミで大学の学修に関するリテラシーを習得し、2年次からのコモンズゼミで各学生がそれぞれの研究テーマを学生相互、各コモンズ担当教員との演習によって受動的ではなく能動的な学びの機会を提供します。そして、4年間の集大成として卒業研究に取り組みます。

資料5-1-②-1 履修規程別表

資料5-1-②-2 履修モデル

【分析結果とその根拠理由】

教育課程は、教育目的や授与される学位を踏まえた教育課程の編成・実施方針に基づき体系的に編成されている。また、履修モデル等によってこの体系性は明示されている。

以上のことから、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっていると判断する。

観点5-1-③： 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

【観点に係る状況】

本学では、学生の多様なニーズに応えるためリベラルアーツでは、教養講義やコンピューターリテラシーの科目を追加している。また語学科目においても、ビジネス英語やTOEIC・TOEFL対策を行う英語アドバンスト授業を追加している。

また、本学のフィールドワーク科目においては、地域、企業等の学外において、学生が自主的に活動する教育効果を有する調査、交流、体験、研修等を通して、地域との連携を図っている。また、インターンシップについては、奈良県大学連合インターンシップ・本学独自型インターンシップ・その他公募型インターンシップなどの各種活動に対してフィールドワーク活動として単位を認定している。

資料5-1-③-1 リベラルアーツ・語学科目追加一覧

【分析結果とその根拠理由】

学生の多様なニーズに応えるためにリベラルアーツや語学科目の授業の追加を行っている。また、学生は他大学との単位互換を通じて本学では提供できない科目も履修可能となっていたり、学外の研修を有効に活用することができたりする等、学生の多様なニーズに配慮した教育内容を考えている。また地方自治体や経済団体との連携を背景とした幅広い教育、NPOなど民間の地域づくりを支援する実習、インターンシップ等を通じて、社会からの要請等に対応した教育課程の編成に配慮していると判断する。

観点5-2-①： 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

【観点に係る状況】

授業については、教育目的に応じて、講義や演習、実習等の形態を組み合わせ実施している。全149授業に対して、講義137・演習4(ゼミ)・実習8(フィールドワーク)となっている。講義科目が多いように見えるが、本学では、卒業に必要な124単位のうち44単位分は、少人数での能動的な学びを行うゼミナール形式の授業となり、8単位分は、コモンズ担当教員から適宜指導を受けながら、学生が学外での諸活動を通じて物事の探求に主体性を発揮する「フィールドワーク科目」である。これには学生自身が企画した地域調査や地域交流といった活動のほか、ボランティア、インターンシップ、異文化交流経験を伴う語学研修などが含まれる。

資料 5-2-①-1 H28 授業形態の状況

【分析結果とその根拠理由】

授業形態は、講義、演習、実習等が適切に取り入れられ、教育の目的を達成するように配置されている。また、授業形態の組合せ・バランスも十分配慮されたものであるとともに、適切な学習指導法の工夫がなされている。

以上のことから、教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されていると判断する。

観点 5-2-②： 単位の実質化への配慮がなされているか。

【観点到係る状況】

学則第 19 条において 1 単位当たりの授業時間数や講義・演習等の単位数を定めている。学年暦によって 15 回分の講義が確保されている。休講に関しては補講を徹底するように教務委員会から各担当者に要請をしている。学生に対しては、入学時のオリエンテーション等を通じて、単位には予習・復習等の自主学習時間が含まれることを伝えている。学生の十分な学習時間を確保するため、全学年に対して、年間履修登録の上限設定を行っている。1 年次生は年間に履修登録できる単位数は 48 単位、2 年次生以降は 52 単位までの上限を設けている。シラバスには事前・事後学習のために使用テキストだけでなく、関連する参考書についても記載している。「奈良県立大学学生アンケート」によると、1 日の授業以外の学習時間は 30 分未満が 46.8%、30 分以上 2 時間未満が 48.4%、2 時間以上が 4.8%となっている。フィールドワーク活動に関する指導等の授業時間外の学習時間の確保に関しては、各学習コモンズで担当者が選出され、指導内容については各学習コモンズ運営会議で協議された手続きに従って、取り組み内容ごとに進められている。

資料 5-2-②-1 2016 年度学年暦

【分析結果とその根拠理由】

学則及び各学部・学群の規程において、1 単位当たりの授業時間数や講義・演習等の単位数を定めており、学年暦に示すとおり、各授業科目の授業期間（試験期間を除いて 15 週以上）を確保している。

また、履修登録単位数の上限設定を通じ、単位の実質化に取り組んでいる。学生の授業外学習時間については半数以上が 1 日に 1 時間以上の自習を行っているが、よりいっそう増加へ向けて取り組む必要性がある。

観点 5-2-③： 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

【観点到係る状況】

科目担当者は定められた共通の書式にしたがって講義要項として担当のシラバスを提出している。シラバスの記載事項は、配当年次、配当区分、単位数、科目担当者が一目瞭然にわかる目次と、科目内容とに分かれている。科目内容には、科目名（英文名を付記）、担当教員名、開講期（前学期・後学期）、単位数、講義概要、授業の目標、授業計画、テキスト、参考書、成績評価方法、関連科目が記載されている。

【分析結果とその根拠理由】

シラバスは所定の様式に基づき授業担当教員が作成しており、HP上でシラバス公開を行うなど、学生の学修支援のための環境を整備している。これによって、学生は事前に授業内容を把握することができ、明確な目的をもって履修計画を立てることはもちろん、予習・復習など日常の自らの学習にも役立てることができている。

以上のことから、適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

観点5-2-④： 基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

【観点到係る状況】

基礎学力不足の学生への配慮は、主に教務委員会などで検討される。実績としては、情報処理に関する基礎的能力不足が基礎ゼミ担当者会議で提起され、情報処理の科目を開講することにしたことがあげられる。

【分析結果とその根拠理由】

上記のことから、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

観点5-2-⑤： 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

【観点到係る状況】

該当なし。

【分析結果とその根拠理由】

該当なし。

観点5-2-⑥： 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

【観点到係る状況】

該当なし。

【分析結果とその根拠理由】

該当なし。

観点5-3-①： 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められているか。

【観点到係る状況】

本学では、「奈良の再発見を通して日本と世界に貢献する」ことを建学の精神に掲げ、当時の奈良が持っていた国際性とその後の長い歴史に対する理解をふまえ、地域社会及び国際社会で活躍できる人材の育成を基本理念としている。異なる文化や価値観をもつ人々と能動的かつ主体的に対話ができ、ローカルかつグローバルな視点をもって活躍できる人材を育成するための具体的な目標を定めている。（資料4-1-①-1）

【分析結果とその根拠理由】

教育理念・目的に応じて、学位を授与される学生が身につけるべき能力を具体的に定めた学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を定めている。また、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）及び入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）とも整合している。

以上のことから、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められていると判断する。

観点5-3-②： 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

【観点到係る状況】

成績の評価の基準は、学則第24条及び履修規程第16条で、100点から80点までを優、79点から70点までを良、69点から60点までを可、59点以下を不可と明示している。学生には、入学時のオリエンテーションや学生便覧などにより周知を行っている。

成績評価は、課題に対する取り組みの結果に基づいて各担当教員が行う。授業科目ごとの成績評価基準については、科目の性格によって取り組む課題が異なり、学期末に行う学修到達度を図る定期試験の他、期末レポート、講義中に行われる小テストまたは中間的テスト、小レポートなどがあり、評価項目とその割合についてはシラバスにおいて明示している。

また、カリキュラム・ポリシーに記載している通り、学生による評価として「ルーブリック」評価基準について方法を検討中である。

【分析結果とその根拠理由】

成績評価基準は、学則や履修規程により明示され、学生に対しては、入学時オリエンテーション時に確実に周知されている。個別科目の成績評価基準に関しても、シラバスにおける明示化が行われている。

以上のことから、成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断する。

観点5-3-③： 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

【観点到係る状況】

各授業科目の成績評価基準はシラバスに明記することとしており、この基準に基づき担当教員の責任において実施している。成績評価については、成績問い合わせ制度により、学生課が窓口となり、学生は書面でもって科目担当教員に自らの成績について問い合わせることが可能となっている。この制度における問い合わせ件数は、平成27年度は前学期6件、後学期6件、平成28年度は前学期6件、後学期6件であった。これらすべての場合において、科目担当教員から学生に対して問い合わせに対する回答がなされている。また、問い合わせの際の書式は、当該学生と担当教員の成績結果に関するコミュニケーションが図りやすい記述式となっている。

資料5-3-③-1 成績問い合わせ様式

資料5-3-③-2 成績問い合わせ学生向け掲示

【分析結果とその根拠理由】

成績評価の基準はシラバスに明記して学生にあらかじめ周知しており、また、成績評価に関する学生の疑義を、成績問い合わせ制度によってオープンに処理することにより、成績評価の客観性、厳格性を高めている。

以上のことから、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられていると判断する。

観点5-3-④： 学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されているか。

【観点到に係る状況】

卒業に関する基準は、学則第32条に明示されており、授業科目及び単位数については、履修規程第3条～第9条に明示されている。これらは入学時のオリエンテーション等を通じて学生に周知している。また卒業認定については、教務委員会・教授会で定められた基準に照らして審議後、学長が最終的に卒業を認定する。

【分析結果とその根拠理由】

学則及び履修規程で卒業の要件等が定められており、これらは入学時オリエンテーション等により学生に周知を行っている。また、教務委員会・教授会において卒業の認定を審議する際には、同基準に基づき、厳格かつ適切に実施されており、最終的に学長が卒業を認定している。

以上のことから、学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されていると判断する。

<大学院課程（専門職学位課程を含む。）>

観点5-4-①： 教育課程の編成・実施方針が明確に定められているか。

【観点到に係る状況】

該当なし。

【分析結果とその根拠理由】

該当なし。

観点5-4-②： 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

【観点到係る状況】

該当なし。

【分析結果とその根拠理由】

該当なし。

観点5-4-③： 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

【観点到係る状況】

該当なし。

【分析結果とその根拠理由】

該当なし。

観点5-5-①： 教育の目的に照らして、講義、演習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

【観点到係る状況】

該当なし。

【分析結果とその根拠理由】

該当なし。

観点5-5-②： 単位の実質化への配慮がなされているか。

【観点到係る状況】

該当なし。

【分析結果とその根拠理由】

該当なし。

観点5-5-③： 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

【観点到係る状況】

該当なし。

【分析結果とその根拠理由】

該当なし。

観点5-5-④： 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

【観点到係る状況】

該当なし。

【分析結果とその根拠理由】

該当なし。

観点5-5-⑤： 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

【観点到係る状況】

該当なし。

【分析結果とその根拠理由】

該当なし。

観点5-5-⑥： 専門職学位課程を除く大学院課程においては、研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われているか。

【観点到係る状況】

該当なし。

【分析結果とその根拠理由】

該当なし。

観点 5-6-①： 学位授与方針が明確に定められているか。

【観点に係る状況】

該当なし。

【分析結果とその根拠理由】

該当なし。

観点 5-6-②： 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

該当なし。

【分析結果とその根拠理由】

該当なし。

観点 5-6-③： 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

【観点に係る状況】

該当なし。

【分析結果とその根拠理由】

該当なし。

観点 5-6-④： 専門職学位課程を除く大学院課程においては、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制の下で、修了認定が適切に実施されているか。

また、専門職学位課程においては、学位授与方針に従って、修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、修了認定が適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

該当なし。

【分析結果とその根拠理由】

該当なし。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

2015年度より、少人数教育を志すコモンズ制の実質的な運用が始まり、新カリキュラムにおいては、ゼミナール形式の授業やフィールドワーク科目の設置など、本学が目的とする、地域づくりに貢献できる優れた人材育成の達成のため、授業が適切に実施されている。

【改善を要する点】

学習指導の観点から、講義棟が老朽化しており、また設備が十分に整っていないため、とくにメディア機器の使用が困難な場合がある。

基準6 学習成果

(1) 観点ごとの分析

観点6-1-①： 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、学習成果が上がっているか。

【観点到係る状況】

過去5年間の標準修業年限内卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率は一部年度によって若干の違いはあるが概ね85%以上となっている。

研究成果の公表の場として、卒論発表会を毎年実施している。これは、学生の学修の到達度と教員の学生指導を検証・評価する場にもなっている。発表した学生は卒業論文を本学における1年間の教育研究活動の総括するための『大学年報』に掲載している。また、優秀な卒業論文に対しては、卒業式場で表彰を行っている。

資料6-1-①-1 標準修業年限内卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率等

資料6-1-①-2 平成28年度 懸賞論文受賞者一覧

【分析結果とその根拠理由】

進級率、及び卒業率が示す値は、若干のばらつきがあるものの概ね良好である。また、卒業論文などの水準を維持する取組も行われており、学習成果は十分に上がっているといえる。

以上のことから、各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、学習成果が上がっていると判断する。

観点6-1-②： 学習の達成度や満足度に関する学生からの意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっているか。

【観点到係る状況】

学生の成長度を把握するため、年度末に、「奈良県立大学学生アンケート（資料6-1-②-1）」を実施している。なお、学生による授業評価となる、「講義方法と授業態度に関するアンケート」の配布・回収については、事務局から学生に依頼することにより、匿名性を担保し、記載内容が学生の不利益とならないよう配慮している。

アンケートの結果について、学生の成長度については、「分析力や問題解決能力が向上した」が76%、「コミュニケーション能力が向上した」が73%、「プレゼンテーション能力が向上した」が66%となっている。

資料6-1-②-1 奈良県立大学学生アンケート及びアンケート結果

【分析結果とその根拠理由】

「奈良県立大学学生アンケート」から学生の成長度については、「分析力や問題解決能力が向上した」が85%、

「コミュニケーション能力が向上した」が83%、「プレゼンテーション能力が向上した」が79%と高い値になっており、本学が目指す、社会で活躍できる人材の養成が達成されていると判断できる。

観点6-2-①： 就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績から判断して、学習成果が上がっているか。

【観点到に係る状況】

過去5年間における進学率、卒業生に占める就職者の割合、就職希望者に対する就職率は、資料6-2-①-1、資料6-2-①-2に示すとおりである。平成24年度～平成28年度の就職率は91.7%～100%で推移している。

資料6-2-①-1 進学率・就職率

資料6-2-①-2 卒業生の業種別就職状況

【分析結果とその根拠理由】

年度による変動はあるものの、平成24年度～平成28年度は91.7%～100%の高い就職率で推移している。就職者のうち公務員の占める割合は、平成23年度～平成27年度の5年間において増加している。また観光関連やサービス業の占める割合も多い。これらの分野で活躍できる学生の養成も地域創造学部が意図するところであり、学習成果が上がっていると判断する。

観点6-2-②： 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、学習成果が上がっているか。

【観点到に係る状況】

卒業生や就職先関係者からの意見聴取は、キャリア・サポート室職員による卒業生が就職している企業への企業訪問や卒業生が就職している企業を本学招いてのキャリア講座開催の機会、大学祭その他の機会でも母校を訪問する卒業生とゼミ担当教員等との面談などの個別に機会を捉えて行っている。

大学案内に卒業生からのメッセージが掲載されており、そこには、「地域創造学部は枠にとらわれず学際的だったので、様々な視点から各地域の特色・文化を学ぶことができました」、「大学生活では、部活動やゼミ活動を通して「人と人の繋がりの大切さ」を学びました。繋がりを深める環境が、この大学にはあると思います」

「大学時代、様々な地域に出かけていき、いろいろな人たちとの交流を通じて温かな“おもてなしの心”に触れることができ、お客様にホスピタリティを提供する現在の仕事にとって貴重な経験でした」、「少人数制ゼミやフィールドワークを積極的に取り入れた授業を通して、主体的に行動する姿勢が身につく、地域の発展や経済に対する視野と価値観が広がりました」、「大学時代の活動から学んだ『疑問に思ったことはまず実際に地域に出て現場を見てみる』ということが、とても役に立っています」、などの意見が寄せられている。

【分析結果とその根拠理由】

卒業生への意見聴取の概要から、学習成果が上がっていると判断できる。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

授業の満足度等のアンケート結果が高い値を示していること、地域を学びの場とする実践的教育が高い就職率に繋がっていること、卒業生の意見聴取などから、高い学習成果が上がっている。

【改善を要する点】

効果的な手法による、一定年限を経過した卒業生等からの意見聴取を検討する必要がある。

基準 7 施設・設備及び学生支援

(1) 観点ごとの分析

観点 7-1-①： 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されているか。

また、施設・設備における耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面について、それぞれ配慮がなされているか。

【観点に係る状況】

〔校地・校舎面積〕

本学の校地面積は、26,000 m²であり、大学設置基準第 37 条の基準面積 (6,000 m²) を、校舎面積は、12,400 m²であり、同基準第 37 条の 2 の基準面積 (4,338 m²) をそれぞれ確保している。

〔講義室・演習室〕

I 号館には 2 室の大講義室 (合計 400 m²、定員 380 名)、5 室の小講義室 (合計 375 m²、定員 245 名) があり、大講義室には、プロジェクター (2 室) 及び電子黒板 (1 室) を配備している。IV 号館北館には 4 室の中講義室 (合計 570 m²、定員 405 名)、1 室の小講義室 (67 m²、定員 49 名)、12 室の演習室 (合計 391 m²、定員 204 名) がある。III 号館に情報処理学習のための施設としてコンピュータールーム (パソコン 50 台設置) がある。

〔研究室〕

教員の研究のための施設として、本館に個人研究室及び共同研究室 (1 室) を設置している。

〔自主学習のための施設〕

自主学習のための施設として、自習室 (I 号館及び II 号館)、附属図書館 (自習席 96 席) 及び IV 号館のコンピュータールーム (パソコン 29 台設置) のほか、III 号館コンピュータールームも適宜自習に開放している。

〔体育に関する施設〕

体育に関する施設として、体育館 (913 m²)、運動場 (5,496 m²) がある。また IV 号館北館クラブ室を設置している。

〔その他の施設〕

全学的行事を行う施設として多目的ホール (III 号館)、学生同士の交流施設として交流セミナールーム (IV 号館南館)、地域交流のための施設として協働サロン・中研修室・小研修室 (地域交流棟) を設置している。

〔耐震化への配慮〕

III 号館及び地域交流棟については、耐震基準に適合しており、また本館については平成 25 年度に、I・II 号館については平成 28 年度に耐震改修工事を施工済みである。その他の施設については、耐震改修工事が行われていないが、奈良県が平成 25 年度に策定した施設整備基本構想及び平成 28 年度に策定した施設整備基本計画に基づき、順次建て替えられる予定である。

〔バリアフリー化への配慮〕

階段の手すり及び障害者用トイレ (I 号館、IV 号館北館及び地域交流棟) を整備している。地域交流棟以外の建物にはエレベーターが設置されていないため、肢体不自由の身体障害者にとって移動が困難である。

〔安全・防犯面への配慮〕

中庭や通路に外灯を配置している。夜間・休日の安全・防犯対策として、警備会社と委託契約して常時守衛を配置している。

資料 7-1-①-1 施設の概要

【分析結果とその根拠理由】

校地、公舎の面積は、それぞれ大学設置基準の基準面積を大きく上回っている。

また、講義室・演習室、研究室、自主学习・体育施設等教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されている。

なお、一部の建物は耐震化及びバリアフリー化に対応していないが、奈良県が平成 25 年度に策定した施設整備基本構想及び平成 28 年度に策定した施設整備基本計画に基づき、順次改善が予定されている。

観点 7-1-②： 教育研究活動を展開する上で必要な ICT 環境が整備され、有効に活用されているか。

【観点到係る状況】

本学においては、大学業務遂行のための事務系ネットワーク（教職員のみ使用）と教育研究活動を支援するための学術系ネットワーク（教職員及び学生が使用）を構築し、後者はコンピュータールーム（Ⅲ・Ⅳ号館）、附属図書館、研究室及び事務室のコンピュータ機器に接続している。

コンピュータールーム（Ⅲ・Ⅳ号館）を自主学习施設として学生に開放しているほか、一定のエリア（Ⅰ・Ⅱ・Ⅳ号館の一部）での無線 LAN インターネット接続サービスの提供、授業やフィールドワークで活用できる Wi-Fi ルータの貸し出しなど、教職員及び学生がインターネットに接続できる環境の整備に務めている。また、学生が教育研究活動に活用できるよう、希望に応じてメールアドレスを附与している。

機器は必要に応じて更新し、システム及びネットワークは専門業者に委託して保守点検を行ってもらうことにより、メンテナンスやセキュリティ管理に配慮している。

平成 30 年度は教育研究活動の支援をさらに推進するため、学生情報や教務関連情報などを総合的に管理する学務システムの稼働を計画している。

【分析結果とその根拠理由】

ネットワークが構築され、利用施設や関連機器の整備、インターネット利用環境の整備、メンテナンスやセキュリティ対策への配慮を行い、教育研究活動を展開する上で必要な ICT 環境が整備されており、教職員や学生に有効に活用されている。

観点 7-1-③： 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

【観点到係る状況】

附属図書館は、大学における教育・研究の中核として、新聞、雑誌、視聴覚資料など約 10 万冊の蔵書を備えている。また、教員の研究成果、学生の学びや実践活動の成果、地域資料などが登録されている「地域創造データベース」のコーナーを館内に設置している。

附属図書館の運営は、図書・研究委員会による審議で決定しており、以下、その機能別に状況を記載する。

収集機能という観点では、教育研究上必要な資料の選定方法は図書・研究委員会が毎年度協議して決定している。現在は、各授業担当教員による資料選定（指定図書）と、図書・研究委員会による地域創造学に資する図書、雑誌、電子資料（新聞データベース等）の資料選定により、質の高い蔵書構築に努めている。

整理機能という観点では、教員や図書・研究委員会による資料選定を受けて、選定資料の購入、寄贈資料の受入、それらの組織化と装備を大学事務局総務課図書館系の図書館司書が行っている。資料の組織化については、国立情報学研究所の目録所在情報サービス事業に参加し、共同目録分担方式による高品質な目録作成作業を行っている。作成した目録データは、附属図書館の図書館システムに蓄積され、WEB上で公開している。（平成28年度の受入図書数は製本雑誌、視聴覚資料も含めて1,585冊である。）

有効活用（提供機能）という観点では、収集機能と整理機能で蓄積した図書館資料を有効活用するために、オンライン利用者目録のWEB公開や、館内における目録検索用パソコン3台、新聞データベース用パソコン1台、地域創造データベース閲覧用パソコン3台を設置し、ビデオ、CD、DVDなどの視聴用に附属図書館2階にAVルームがある。また、人的サービスとして、図書館司書による専門的なレファレンスサービス等を提供している。

開館時間は、授業開講日は9:00～20:00で、休業期間中は9:00～17:00である。図書の閲覧、貸出は学外者にも部分的にサービス提供している。平成28年度の入館者数は、18,108人（うち学外者2,007人）、貸出資料数は、7,527冊（うち学外者363冊）である。

資料7-1-③-1 図書の分類と冊数

【分析結果とその根拠理由】

地域創造学の研究、学習に必要な資料を教員と図書・研究委員会による質の高い選書により収集し、それらの資料を図書館司書により整理（高品質な目録作成）を行うことで、体系的に整備している。それらの資料を活用するために、所蔵目録の公開や検索用機器の設置などのハード、図書館司書によるレファレンスサービスなどのソフトという両面を整備しており、また、正課授業外の学習時間という点から考えても十分な開館時間を設定しており、有効に活用されている。

観点7-1-④： 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

【観点到係る状況】

本学における自主的学習環境としては、自習室（1号館、地域交流棟）、パソコンルーム（3号館、4号館）、図書館の閲覧室があげられる。（資料7-1-④-1）

図書館、パソコンルームの利用方法については学生便覧に記載しており、特にパソコンルームの利用に関しては新入生オリエンテーション時に「パソコン及び学内無線LAN利用の手引」を配布し、1年次の基礎ゼミ単位でガイダンスを行っている。

資料7-1-④-1 自習室等座席数

【分析結果とその根拠理由】

平成29年5月に地域交流棟の3階に自習室を新たに設定した。パソコンの設置台数については学生数の13.5%

となっており、高い利用率で推移している。

観点7-2-①： 授業科目、専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

1年次生については、入学直後の4月の最初に教務委員会が「新入生オリエンテーション」を開催し、授業科目・履修方法等についてガイダンスを行っている。ここでは、単位の意味、履修登録の考え方、履修登録の具体的な手順、授業を受講するにあたっての具体的な注意事項等について説明している。また、2年次生以上については、ほぼ同時期に「在学生オリエンテーション」を実施している。加えて、4月のオリエンテーションだけではどうしても理解できない部分が生じるため、「履修登録相談会」を前学期・後学期にそれぞれ開催し、ガイダンスを徹底している。この「履修登録相談会」については、1年生から4年生まですべての学生を対象に教員たちが個別に指導しており、授業科目、専攻の選択について、学生にきめ細かな指導を行っていくために重要なものとなっている。

【分析結果とその根拠理由】

オリエンテーションの全体指導に加えて、「履修登録相談会」などの個別指導を行うことで、学生たちの生の声を聞きながらガイダンスを実施することができるようになっており、適切に実施されていると考えられる。

観点7-2-②： 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて学習支援が行われているか。

【観点に係る状況】

学習支援に関する学生ニーズの把握は、主にゼミへの所属とオフィスアワーの設置によって行われている。1年次学生が所属する基礎ゼミは、1ゼミあたりの学生数は年度によって多少増減するものの、10人から12人である。基礎ゼミは大学における基礎的な学習スキルを学ぶ場であるが、学生が初年次に大学という環境に無理なく入っていけるようにゼミ担当教員が学生の担任のようになり、学習支援を行っている。2年次以上のコモンズゼミでは、コモンズに40名弱の学生が所属し、卒業までの3年間各コモンズに所属する8名の教員から継続的な学習支援を受ける。コモンズによっては、コモンズ内でさらに研究室ごとのゼミを設けていることもあり、その場合研究室単位の各ゼミの人数は平均すると4、5名程度となる。教員一人当たりの担当学生数が少人数であるため、学生への学習支援を行いやすい。これらのゼミを通じて担当教員が適宜学生の相談に乗るなどして、学生のニーズの把握に努めている。

また全教員がオフィスアワーを設定しており、オフィスアワーの一覧表は学内に掲示されているほか、大学ホームページからもダウンロードできる。講義やゼミ、オフィスアワー以外の時間帯であっても、教員は学生からの依頼に応じ、学生と話す時間を重ねる中でニーズを把握し、より適切な支援の提供に努めている。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生については、教員と学生課が、学生や必要に応じて学生の家族とも面談を行うなどしてニーズの把握とそれに基づく支援に努めている。留学生の学習支援については、

地域交流センター内に設置された国際交流室の職員が学習から日常生活にいたるまで、面談などを通じて留学期間中はサポートを行っている。加えて、留学生のチューター制度を通じて、各留学生には常に1名の日本人学生がチューターとして学習支援を行っている。また、国際交流委員会の委員を務める教員が、毎学期国別に留学生の担当教員として面談を定期的実施している。

資料7-2-②-1 H29 オフィスアワー一覧

【分析結果とその根拠理由】

学習支援に関する学生のニーズの把握は、ゼミの担当教員への相談やオフィスアワー、を通して日常的に行われており、これらのオフィスアワーについては、大学ウェブサイトや学内掲示、学生便覧への掲載、入学時オリエンテーションを通して学生に周知している。また、留学生や障害のある学生など特別な支援を行うことが必要と考えられる学生に対しては、教職員が連携し、適宜面談を行うなどニーズの把握及び支援に努めている。

以上のことから、学習支援に関する学生のニーズは適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われていると判断する。

観点7-2-③： 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

【観点到係る状況】

該当なし。

【分析結果とその根拠理由】

該当なし。

観点7-2-④： 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

【観点到係る状況】

学生自治会の活動場所としてII号館2階・3階を、クラブ・サークル等の部室、活動場所として、IV号館南館を割り当てている。その他の活動場所として体育館やグラウンド、講義使用していない時間帯には教室の使用も許可している。

学生会執行委員会、代議員会、クラブ部長会、秋華祭（大学祭）実行委員会の各代表者、学生委員会の正副委員長、学生課と総務課の各課長が一堂に会して要望を聞く会合が年2回行われている。

クラブ活動費については学生会費から一部支援している。毎年、後援会費から大学祭等への助成を行っている。

資料7-2-④-1 学生団体一覧

資料7-2-④-2 クラブ室詳細表

【分析結果とその根拠理由】

使用施設の老朽・不備の改善を希望する要望が多いが、中期的に新しい体育館とグラウンドの整備を計画している。

観点7-2-⑤：生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、生活、健康、就職等進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて生活支援等が行われているか。

【観点に係る状況】

学生の生活面での個別の相談については主として学生課が窓口となっており、必要に応じてゼミ担当教員や学生委員会に支援を要請している。学生の身体面での健康については、毎年度4月に健康診断を実施しており、メンタル面での健康についてはメンタルカウンセリングの時間を第2水曜日 14:30～17:40、第4月曜日 10:00～18:10 に設けている（平成27年度利用数 13件、平成28年度利用数 15件）。

進路については、ゼミの担当教員が相談に応じ、助言がなされている。就職活動については10:00～17:00までキャリア・サポート室に専門の知識を有する2名のスタッフが常駐しており、適宜、相談と助言を行っている。利用状況等については就職委員会において適宜報告されている。ハラスメントに対しては、「ハラスメントの防止等に関する規程」、同ガイドライン（「ハラスメントの防止等に関する規程」の運用について）及び学内配布用の啓蒙パンフを作成している。啓蒙パンフは全学的に配布をしている。新入生オリエンテーションにおいても、ハラスメント防止に関する指導を行っている。また、人権・ハラスメント委員会を設置し、その下に教職員の相談員（女性を必ず含む）を置いて、常時、相談を受けられる体制を敷いている

心身に関わる障害のある学生に対しては、適宜、担当教員とも連携しながら、生活面に関しては学生課及び学生委員会、学習面に関しては学生課及び教務委員会が対応にあたっている。障害のある学生に対する「合理的配慮」の範囲と対応方法に関しては、当該学生が履修する科目の担当教員に周知を図っている。

留学生に関しては、国際交流室の2名の職員が随時生活支援を行っているほか、留学生の出身大学ごとに1名の教員相談員、留学生ひとりずつに1名の学生チューターを置いている。学生チューターに関しては、「外国人留学生チューター制度規程」及びチューターを担当する本学学生向けの「チューターの手引き」を作成しており、これらにもとづきチューターを担う学生の指導も行っている。留学生に関しては家賃補助も行っており、平成28年度においては、外国人留学生宿舎に関する規程（資料7-2-⑤-1）に基づき大学が約137万円負担した。

資料7-2-⑤-1 外国人留学生宿舎に関する規程

資料7-2-⑤-2 H29 定期健康診断日程

【分析結果とその根拠理由】

学生の生活面に関しては、担当教員と連携しながら、主として学生課と学生委員会が対応している。心身の健康に関しては、健康診断やメンタルカウンセリングの実施により支援している。進路に関してはゼミの担当教員が相談に応じているほか、就職活動に関してはキャリア・サポート室が対応している。ハラスメントに関しては、規程やガイドライン、啓蒙パンフの整備、相談員の設置等により対応している。留学生に関しても国際交流室及び教員、学生チューターなどにより、生活支援がなされている。以上により、全般的に学生に対する支援体制は整っていると判断できる。ただし、近年では企業インターンシップが盛んとなるなど、就職活動に関わる学生の

活動の範囲と時間は拡大しており、キャリアサポート制度の充実を図る必要がある。

観点 7-2-⑥： 学生に対する経済面の援助が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

学生の経済面への援助については日本学生支援機構、民間団体等の各種奨学金制度のほか、授業料減免制度を通して行っている。また、平成 27 年度より給付型の奨学金制度を導入し、特に成績の優れた学生を対象として支給している。

資料 7-2-⑥-1 日本学生支援機構奨学金貸与数一覧表

資料 7-2-⑥-2 授業料減免基準

資料 7-2-⑥-3 授業料減免実施状況

資料 7-2-⑥-4 奈良県立大学奨学金給付実績

【分析結果とその根拠理由】

日本学生支援機構の奨学金貸与状況は在籍学生の約 40%に達しており、ある程度の支援が行われていると判断される。授業料の減免制度に加えて、さらに奨学金給付制度が設立され、学生への経済的な援助の充実が図られている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

前回受審時以降、平成 27 年度に新たに地域交流棟を建設して、協働サロン・中研修室・小研修室を配置するなど、地域交流機能の強化を図っている。

学生一人ひとりに対して十分な対話の時間を取れるようにゼミや履修相談、ゼミ選択に関して担当教員の配置がなされている。こうして学生個別のニーズを把握し、それぞれのケースに応じた支援をしている。

【改善を要する点】

一部の建物は耐震化及びバリアフリー化に対応しておらず、奈良県が平成 25 年度に策定した施設整備基本構想及び平成 28 年度に策定した施設整備基本計画を着実に推進して施設の改善が図られることが望まれる。

基準 8 教育の内部質保証システム

(1) 観点ごとの分析

観点 8-1-①： 教育の取組状況や大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能しているか。

【観点到係る状況】

教育活動の状況及び学習成果に関するデータについては、教務委員会が収集・蓄積をしている。教育課程の内容等、教務に関する事項については、理事会、教育研究審議会で重要な基本事項の審議を行い、教務委員会が、それに基づく具体的な取組を行っており、本委員会が教育の質の改善・向上を図る組織として機能している。

学生が身に付けた学習成果については、「講義方法と授業態度に関するアンケート」を学生課が実施し、アンケート結果は、講義担当教員に報告されている。また、観点 6-1-②の「奈良県立大学学生アンケート」を、総務課が実施し、結果については教職員全員で情報共有を図っている。

平成 27 年度には、計画・評価委員会を設置し、自己点検・評価の体制を強化している。平成 29 年度の認証評価にあたっては、当委員会が、関係委員会及び事務局等と連携を図りながら、自己点検・評価を行うとともに、認証評価結果の分析及び課題への対応の検討・提案を実施することとしている。また当委員会は、法人の中期計画及び年度計画に係る業務実績の自己点検・評価も担っており、特に取り組みが遅れている業務については、重点取り組み項目として進捗管理を行っている。

また、学習成果の評価については、カリキュラム・ポリシーに基づく実施方法を検討中である。

資料 8-1-①-1 講義方法と授業態度に関するアンケート（様式）

【分析結果とその根拠理由】

教育活動の状況及び学習成果について、自己点検・評価し、教育の質を保証するための組織として教務委員会を設置している。学習成果に係るアンケートについても、学内での情報共有が図られている。また、平成 27 年度には、計画・評価委員会を設置し、自己点検・評価の体制を強化している。以上から、教育の取組状況や大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備されているといえる。

観点 8-1-②： 大学の構成員（学生及び教職員）の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

【観点到係る状況】

本学では、1 年生を対象とした基礎ゼミ及び 2 年生以上を対象としたコモンズゼミ（旧カリキュラム対象は専門ゼミ）等のすべての授業について、前・後学期ごとに「講義方法と授業態度に関するアンケート（資料 8-1-①-1）」を実施している。アンケートは、そのほとんどが記述式となっており、理由として、(1) 教

育の内容を定量的に把握することには限界がある、(2) 学生の意見をできるだけ実質的・具体的に反映していくためには記述式で具体的に学生に記入してもらう方が望ましい、(3) 授業とは教員と学生の双方向的関係の中にあり教員の講義方法ばかりではなく学生の受講態度にも自省を促すことが教育的に必要である、といった観点から作成している。なお、学生による授業評価となるため、アンケートの配布・回収については、事務局から学生に依頼することにより、匿名性を担保し、記載内容が学生の不利益とならないよう配慮している。アンケートは、学生課が実施し、講義担当教員にアンケート結果が報告される。教員はその結果により自分の授業が学生にどのように受け取られているかを知り、授業改善のヒントを得ることができる。設問で学生の授業への取り組みの熱意を確認した上で、回答内容への対応の仕方を考えることは、安易な学生への迎合による授業内容の低下を防ぐことができる。また、年度末には、本学が目指す、社会で活躍できる人材の養成が達成されているか、学生の成長度を把握するため、観点6-1-②の「奈良県立大学学生アンケート」を実施している。アンケートは、総務課が実施し、結果を、教職員全員で情報共有している。

教職員からの意見聴取については、コモンズ制の運営に当たったの教員間の情報交換の場であるコモンズ連絡会議を月1回開催するほか、月1回定期的に開催される教授会において、教職員による意見交換が行われている。

【分析結果とその根拠理由】

アンケートによる意見聴取の結果は、教職員全員が情報を共有している。教職員からの意見聴取については、コモンズ連絡会議や教授会を、月1回定期的に開催し意見交換を行っている。以上から、学生及び教職員からの意見聴取の内容が、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に活用されていると判断できる。

観点8-1-③： 学外関係者の意見が、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

【観点に係る状況】

学外の有識者（経済界、教育界、マスコミ等）で構成される、奈良県公立大学法人評価委員会により、本学の教育についての評価が行われ、その結果が法人に報告されている。委員会からの報告内容は、教育研究審議会に報告するほか、教職員全員で情報を共有している。特に、報告内容のうち課題、問題点とされるものについては、各委員会、事務局により、以後の大学の取り組みの中で対応している。また、教育に関する重要な基本事項を審議する教育研究審議会の委員にも学外の有識者（教育界、教育行政等）が含まれている。

地（知）の拠点大学による地方創生推進事業においては、外部評価委員会を設置して事業成果の検証を行うとともに、地域づくり連携協議会を設置して連携自治体からの意見を事業に反映する仕組みを取り入れているほか、「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業委員会」の評価結果を事業に反映させている。その他、在学生の保護者アンケート（資料8-1-③-1）を事務局で実施し、教職員全員で情報を共有している。

資料8-1-③-1 保護者アンケート及びアンケート結果

【分析結果とその根拠理由】

学外の有識者で構成される、奈良県公立大学法人評価委員会からの報告を踏まえ、取り組みが行われていること、また、本学の教育の重要な基本事項は、学外有識者を含む教育研究審議会にて審議・決定されて

いること、地(知)の拠点大学による地方創生推進事業の推進においても学外の関係者の意見を取り入れていること、在学生の保護者アンケートの結果は、教職員全員で情報を共有していることから、教育の質の改善・向上に向けて、学外関係者の意見が、具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断できる。

観点8-2-①： ファカルティ・ディベロップメントが適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

【観点に係る状況】

FD活動を推進するため、教授会にFD委員会を配置している。

ゼミ以外のすべての科目について、アンケート方式で学生による授業評価を実施し、その結果を担当教員にフィードバックして授業の改善に役立てるとともに、毎年1回FD研修会を開催し全教員が参加することにより、教育能力の向上に努めている。

また、平成26年度から導入した対話型少人数教育（学習コモンズ制）を着実に進めるため、各学習コモンズを構成する教員によるコモンズ会議を定期的で開催し、コモンズゼミの運営等について検討している。

【分析結果とその根拠理由】

アンケート方式による授業評価及びFD研修会の実施、また、コモンズ会議の開催など、ファカルティ・ディベロップメントを適切に実施し、教育の質の向上や授業の改善に結び付いている。

観点8-2-②： 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

教育支援者（事務職員及び司書）に対して、SD研修を実施する他、公立大学協会、公立大学図書館協会及び奈良県自治研修所等が実施する各種研修に派遣しているほか、学内で開催する人権研修会を受講させている。

奈良県自治研修所が開催する研修については、これまで奈良県との交流職員のみが参加できたが、奈良県との協議により今後法人独自で採用した職員についても、限定的ではあるが研修に参加できることになった。

資料8-2-②-1 平成29年度 第1回職員研修会 次第

【分析結果とその根拠理由】

教育支援者に対して、各種研修会への派遣、学内研修会の開催などにより、資質の向上を図るための取組が適切に行われている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

「講義方法と授業態度に関するアンケート」の様式については、(1) 教育の内容を定量的に把握することには限界がある、(2) 学生の意見をできるだけ実質的・具体的に反映していくためには記述式で具体的に学生に記入してもらう方が望ましい、(3) 授業とは教員と学生の双方向的関係の中にあり教員の講義方法ばかりではなく学生の受講態度にも自省を促すことが教育的に必要である、といった観点からそのほとんどを記述式としている。

【改善を要する点】

該当なし。

基準9 財務基盤及び管理運営

(1) 観点ごとの分析

観点9-1-①： 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

【観点到係る状況】

校地については設立団体である県から無償で貸与を受けている。校舎については現時点では県から本館1棟の出資を受けており、他の校舎については県から無償で貸与を受けているが、施設整備の進展に伴い、新築又は耐震改修工事が完了したものから出資を受けられる方針である。

また、上記のとおり大規模な施設整備等の資産形成はすべて設立団体である県が行っており法人には長期借入金がない。教育用パソコン等のリース債務は経常的な運営経費で負担できる範囲であり、過大な債務はない。

資料9-1-①-1 財務諸表

【分析結果とその根拠理由】

設立団体から校舎（本館）の出資を受けており、教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有している。また、長期借入金等過大な債務はない。

観点9-1-②： 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

【観点到係る状況】

本学は平成26年度まで奈良県の組織であり、本学を運営するための予算は県の一般会計の歳入歳出予算の一部であったが、平成27年度からは公立大学法人に移行して県とは独立した経営を行っている。

収入の主なものは学生納付金（授業料・入学料・入学検定料）及び設立団体である県から交付される運営費交付金、中期目標関連費補助金である。授業料収入については、公立大学法人化後減少傾向にあるが、これは編入学の廃止、海外留学等など休学者の増加の影響であり、運営費交付金の算定に当たって必要な措置を講じてもらうよう働きかけ、必要な経常的収入の確保に努めている。

併せて、設立団体以外からの補助金（文部科学省の知（地）の拠点大学による地方創生推進事業）及び地方自治体等からの受託事業など、外部資金の獲得に努めている。

なお、平成28年度決算において、利益剰余金は77,977千円である。

資料9-1-②-1 過去2年間の決算状況

【分析結果とその根拠理由】

学生納付金及び設立団体である県から交付される運営費交付金、中期目標関連費補助金等経常的収入が継続的に確保されている。

観点9-1-③： 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されているか。

【観点に係る状況】

年度計画（予算、収支計画及び資金計画を含む）は事務局総務課で立案し、事務局長の確認を受けた上で、教育研究審議会及び経営審議会の審議を経て、理事会で議決している。

理事会で議決された年度計画は、教授会での報告、設立団体への届出、ホームページへの掲載等により教職員、学生を含む関係者への周知を図っている。

資料9-1-③-1 中期計画

資料9-1-③-2 年度計画

【分析結果とその根拠理由】

法令等で定められた手続きにより収支予算書等を含む中期計画等が適切に策定され、関係者に明示されている。

観点9-1-④： 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

【観点に係る状況】

公立大学法人化前は本学を運営するための経費は県の一般会計の一部であり、各年度の収入及び支出は均衡していた。

平成28年度においては、58,142千円の当期純利益を計上しており、安定的な経営状況である。

【分析結果とその根拠理由】

公立大学法人化後は当期繰越金を計上しており、過大な支出超過となっていない。

観点9-1-⑤： 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

【観点に係る状況】

教育経費については、経常的な収入（学生納付金、運営費交付金等）を財源として毎年安定的な確保を図っているほか、文部科学省の地（知）の拠点大学による地方創生推進事業を活用して、平成26年度から新たに導入した対話型少人数教育システムである学習コモンズ制の着実な実施を図っている。

研究経費については、個人研究費や研究季報等の作成経費等を経常的に確保しているほか、地域志向教育研究を進める教員に対して地（知）の拠点大学による地方創生推進事業を活用して競争的研究資金を導入したり、

奈良県の中期目標関連費補助金を活用して任期制教員へのインセンティブとして研究費を交付し本学の研究力の向上を図る取り組みを実施している。

施設・設備の整備に関する経費については、大規模な施設・設備は設立団体である奈良県が行っており、小修繕や保守管理に要する経費については法人予算で定期的に確保している。

【分析結果とその根拠理由】

教育活動、研究活動及びこれらに必要な施設・設備の整備に要する経費については、安定的に適切な資源配分がなされている。

観点 9-1-⑥： 財務諸表等が適切に作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されているか。

【観点に係る状況】

財務諸表は事務局総務課で作成し、事務局長、副理事長、理事長の確認及び監事の監査を受けた上で、教育研究審議会及び経営審議会の審議を経て、理事会で議決している。作成のプロセスにおいては、監査法人との契約により公認会計士の専門的な助言を受け、適切に作成している。

【分析結果とその根拠理由】

財務諸表等は法令等に基づくプロセス及び専門家からの助言を経て適切に作成され、監事による監査が適正に実施されている。

観点 9-2-①： 管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

【観点に係る状況】

法人の経営組織として理事長、副理事長（学長）のもとに理事会（8名）、経営審議会（7名）、教育研究審議会（9名）を置いている。また、教育研究について審議する教授会のほか、人事委員会、計画・評価委員会等の委員会を置き、それぞれの所管事項について検討を行った後、理事長又は学長が意思決定を行っている。各委員会の委員長及び事務局長等から構成する運営調整会議を各委員会組織や事務局の所管事項について、理事会等への提案に先立ち、連絡調整や情報共有を行い、法人運営の円滑化を図っている。

事務局は理事兼事務局長のもとに、理事会等の運営、人事、財務会計、企画業務、図書館業務等を担当する総務課（12名）、教務、入試、学生支援等を担当する学生課（5名）で構成しているほか、地域貢献等大学の機能の拡大に伴い平成 25 年度から事務局と独立した地域交流センターを設置して、COC/COC+推進室（3名）、地域交流室（4名）、国際交流室（2名）、キャリア・サポート室（2名）を設置している。事務局及び地域交流センターの各部署のリーダーによる連絡会議を定期的で開催している。

危機管理等に係る体制については、行動規範、科学研究費補助金の取扱に関する規程、ハラスメントの防止に関する規程等の策定に取り組んできたところであるが、平成 28 年度から大学に想定されるあらゆるリスクマネジメントを総括する危機管理計画の策定に取り組んでいるところである。

- 資料9-2-①-1 事務局組織図
- 資料9-2-①-2 行動規範
- 資料9-2-①-3 科学研究費補助金の取扱に関する規程
- 資料9-2-①-4 ハラスメントの防止に関する規程

【分析結果とその根拠理由】

理事長、副理事長（学長）のもとに、理事会、経営審議会、教育研究審議会、教授会、各種委員会等を設置し、また事務局及び地域交流センターに必要な組織を整備して、必要な役割分担及び連携体制を取りながら、適切な大学運営を行っている。

また、大学に想定される各種のリスクマネジメントの整備に努めており、さらにこれらを統括する危機管理計画の策定に取り組んでいるところである。

観点9-2-②： 大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されているか。

【観点に係る状況】

教職員からの意見やニーズは、運営調整会議、各委員会、教授会、事務局連絡会議等を通じて把握し、大学の管理運営に反映させている。

学生からの意見やニーズは、年数回定期的に開催される学生会（旧学生自治会）と学生部長、事務局管理職職員との三者会議のほか、観点6-1-②の「奈良県立大学学生アンケート」を通じて広範囲にわたり把握している。また、日常的には、1年生を対象とした基礎ゼミ及び2年生以上を対象としたコモンズゼミ（旧カリキュラム対象は専門ゼミ）、オフィスアワーなどを通じて、意見やニーズの把握を行っている。これらの意見やニーズについては、教職員で情報共有し、管理運営に反映させている。

学外関係者からの意見やニーズは、経営審議会の学外委員（経済界、マスコミ等の有識者）、教育研究審議会の学外委員（教育界、教育行政等の有識者）を通し、専門的な観点から意見を聴取している。また、毎年度、学外の有識者（経済界、教育界、マスコミ等）で構成される、奈良県公立大学法人評価委員会により業務評価が行われている。これらの意見聴取、業務評価の結果については、理事会、運営調整会議、各委員会、事務局等を通じて管理運営に反映している。その他、県内市町村や県内各種経済団体等との包括連携協定、高等学校及び市町村等への出前講座、県内高等学校長と県内大学連合との懇談会、大学同窓会やホームカミングデーへの教職員の参加、保護者アンケートの実施等を通し、外部の意見を把握し、管理運営に反映させている。

【分析結果とその根拠理由】

教職員、学生、学外関係者から、効率的かつ効果的にニーズの把握を行っている。把握したニーズは、学内で情報共有が図られ、大学の管理運営に反映されている。

以上より、大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されていると判断できる。

観点9-2-③： 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

【観点に係る状況】

監事として公認会計士 1 名及び弁護士 1 名が配置されている。

財務諸表、事業報告書及び決算報告書について監事の監査を受けているほか、監事は原則として毎回理事会に出席して意見を述べる等、財務会計だけでなく業務内容も含めた監査を実施している。

【分析結果とその根拠理由】

財務諸表等の監査、理事会への出席等により、監事が適切な役割を果たしている。

観点 9-2-④： 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

【観点に係る状況】

管理運営に関わる職員に対して、SD研修（資料 8-2-②-1）を実施する他、公立大学協会及び奈良県自治研修所等が実施する各種研修に派遣している。

奈良県自治研修所が開催する研修については、これまで奈良県との交流職員のみが参加できたが、奈良県との協議により今後法人独自で採用した職員についても、限定的ではあるが研修に参加できることになった。

また、企業会計実務、公的研究費の管理など公立大学法人特有の専門的知識を要する業務については、監査法人と契約して、定期的な助言指導を受けたり、学内研修会を開催している。

【分析結果とその根拠理由】

管理運営に関わる職員に対して、各種研修会への派遣、学内研修会の開催、専門家による助言指導などにより、資質の向上を図るための取組が適切に行われている。

観点 9-3-①： 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

【観点に係る状況】

本学の活動は、地方独立行政法人法に基づく「教育」、「研究」、「地域貢献」、「国際交流」を大きな柱とする中期計画及び中期計画を実現するための年度計画により実施される。年度計画は、毎年度、各委員会及び事務局が、年度計画の各項目の実績を総務課に報告し、総務課は業務実績報告書として取り纏め、学内に設置する計画・評価委員会に報告する。計画・評価委員会は、業務実績報告書をもとに自己点検・評価を実施し、結果は、教育研究審議会、経営審議会、理事会で審議される。なお、自己点検・評価に至る一連の作業は、各業務の実績が確認できる資料やデータに基づき実施される。

また、平成 29 年度の認証評価にあたっては、計画・評価委員会が、関係委員会及び事務局等と連携を図りながら、自己点検・評価を行うとともに、認証評価結果の分析及び課題への対応の検討・提案を実施することとしている。

資料 9-3-①-1 平成 28 年度業務実績報告書

【分析結果とその根拠理由】

毎年度、年度計画の実施状況について、自己点検・評価が実施されている。対象は、教育、研究、地域貢献、国際交流など、大学の諸活動全般に及ぶものである。また、各委員会及び事務局からの実績報告は、実績が確認できる資料やデータの添付を必須としており、以上から、大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われていると判断できる。また、認証評価にあたっては、計画・評価委員会が、関係委員会及び事務局等と連携を図りながら、自己点検・評価を行うとともに、認証評価結果の分析及び課題への対応の検討・提案を実施することとしていることから、大学の活動の総合的な状況について、自己点検・評価が適切に行われていると判断できる。

観点 9-3-②： 大学の活動の状況について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による評価が行われているか。

【観点到係る状況】

毎年度、業務実績報告書及び自己点検・評価の結果は、計画・評価委員会から、外部の有識者を含む教育研究審議会、経営審議会、理事会の審議を経て、地方独立行政法人法第 28 条に基づき、法人の設置団体である奈良県の奈良県地方独立法人評価委員会に提出され、同委員会の評価を受けている。平成 27 年度の評価結果は、「業務実績全体としては、中期目標・中期計画の達成に向けておおむね順調に進んでいる。」というものであった。

また、学校教育法第 109 条第 2 項に基づく大学機関別認証評価を、平成 22 年度に大学評価・学位授与機構において、受審し、「奈良県立大学は、大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。」との評価を受けている。

【分析結果とその根拠理由】

毎年度の業務実績は、外部の有識者を含む教育研究審議会、経営審議会、理事会の審議を経て、法人の設置団体である奈良県の奈良県地方独立法人評価委員会に提出され、評価を受けている。また、学校教育法に規定されている大学機関別認証評価を適切に受審している。以上から、大学の活動の状況について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による評価が行われていると判断できる。

観点 9-3-③： 評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われているか。

【観点到係る状況】

自己点検・評価及び外部者の評価の結果については、運営調整会議、教授会、事務局連絡会議等を通じ全教職員が情報を共有し、評価結果を踏まえた対応を行うとともに、次年度以降の年度計画に反映させている。また、計画・評価委員会において、評価の低かった項目や業務の進捗管理が必要と考えられる項目の抽出を行い、抽出された項目については、所管する各委員会、事務局が現状を分析し、課題や問題点を明らかにした上で、必要とされる具体的な取り組みの検討を行い、スケジュール管理の下、業務の改善に取り組んでいる。

なお、平成 22 年度実施の大学機関別認証評価の結果に対する対応については、下記のとおりである。

- 「学士課程の 3 年次編入においては、入学定員充足率が低い。」

＜対応状況＞平成 26 年度のコモンズ制の導入に伴い、平成 28 年度から 3 年次編入を廃止した。

- 「施設・設備の老朽化が進んでいるとともに、バリアフリー化が十分とはいえない。」

＜対応状況＞県が大学の施設整備を実施するにあたり、平成 25 年度に策定した施設整備基本構想及び平成 28 年度に策定した施設整備基本計画においては、大学内のバリアフリー化が計画されている。

- 「教員研究室や事務室に近い建物にある教室、自習室、コンピュータールーム等は十分に活用されているが、これらから離れている建物にある演習室、パソコンルーム等の活用には一層の工夫が望まれる。」

＜対応状況＞本館から離れている 4 号館の演習室、パソコンルーム等はゼミ等で活用している。また、県が大学の施設整備を実施するにあたり、平成 25 年度に策定した施設整備基本構想及び平成 28 年度に策定した施設整備基本計画においては、学生等の学内の移動を考慮した施設配置が計画されている。

【分析結果とその根拠理由】

評価の結果を、全教職員に周知し対応を図るとともに、次年度以降の年度計画に反映させていること。また、評価の低かった項目や業務の進捗管理が必要と考えられる項目については、適切に対応が図られていることから、評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われていると判断できる。

また、平成 22 年度実施の大学機関別認証評価の結果に対する対応も適切に実施されていると判断できる。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

大規模な施設整備等の資産形成はすべて設立団体である県が行っており法人には長期借入金など大きな負債がないこと、学生納付金及び設立団体である県から交付される運営費交付金、中期目標関連費補助金等経常的収入が継続的に確保されていることなどから、大学の経営状態は安定している。

【改善を要する点】

県から出資を受けている校舎が 1 棟のみであり、奈良県が平成 25 年度に策定した施設整備基本構想及び平成 28 年度に策定した施設整備基本計画が着実に推進され、法人の資産の形成が図られることが望まれる。また、平成 26 年度から新たに導入した学習コモンズ制を継続する必要があり、文部科学省の補助事業終了後の予算の確保が課題である。

基準 10 教育情報等の公表

(1) 観点ごとの分析

観点 10-1-①： 大学の目的（学士課程であれば学部、学科又は課程等ごと、大学院課程であれば研究科又は専攻等ごとを含む。）が、適切に公表されるとともに、構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

【観点到係る状況】

本学の目的については、大学学則の第1条に規定している。学則は学生便覧に掲載され、全教職員及び全学生に配布し周知している。また、本学ホームページに掲載し、学内外にも広く周知している。

地域創造学部の目的（旧カリキュラムは、地域総合学科の目的、観光学科の目的）については、本学ホームページに掲載し、学内外に広く周知している。

本学の基本理念については、大学案内に掲載し、学内配布やオープンキャンパス、高校訪問などを通じて学内外に広く周知している。

資料 10-1-①-1 大学ホームページ

(http://www.narapu.ac.jp/contents_detail.php?co=cat&frmId=356&frmCd=18-5-0-0-0)

【分析結果とその根拠理由】

大学の目的、学部及び学科の目的等は、ホームページ、冊子の配布等により、学内外に広く周知されていると判断できる。

観点 10-1-②： 入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されているか。

【観点到係る状況】

入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針については、本学ホームページのほか、大学ポータルサイトに掲載し、学内外に広く周知している。

【分析結果とその根拠理由】

入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が作成され、適切に公表、周知されていると判断できる。

観点 10-1-③： 教育研究活動等についての情報（学校教育法施行規則第172条の2に規定される事項を含む。）が公表されているか。

【観点到係る状況】

学校教育法施行規則により公表が義務付けられている項目については、ホームページに掲載し、学内外に公表している。また、その他、本学の教育システムの特徴や取り組みの状況など教育研究活動等に関する情報をホームページに掲載し、学内外に公表している。

【分析結果とその根拠理由】

義務付けられている項目を含む、教育研究活動等に関する情報が、ホームページへの掲載により、学内外に広く周知されていると判断できる。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

本学の教育情報は、本学ホームページを通じ、広く学内外に周知されている。ホームページの更新頻度も高く、本学の広報のシステムが有効に運用されていると判断できる。

【改善を要する点】

該当なし。